

熊建技第125号
令和2年10月29日

各社代表者 様
(測量設計関係)

一般財団法人 熊本県建設技術センター
理事長 宮部 静夫
(公印省略)

研修会「施工管理（発注者）」の追加開催について（ご案内）

謹啓、当センターの業務につきましては、日頃より格別のご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修会においては6月に新型コロナウイルス感染防止対策として、受講者を減らして実施しましたが、当研修会が発注支援業務の資格要件であることから、下記のとおり追加開催しますので、業務ご多忙の折とは存じますが、関係職員の出席につきましてご配慮賜りますようお願い申し上げます。

なお、当研修会は、発注者支援業務委託共通仕様書（平成27年11月熊本県）第2編工事監督支援業務の第2002条第3項（裏面を参照）に定める担当技術者の資格要件にかかると講習会に該当します。

参加ご希望の方は、別紙「新型コロナウイルス感染症 対策ガイドライン」を精読のうえ、別添受講申込書に所要事項をご記入いただき、**11月20日（金）17:00（時間厳守）**迄に、ホームページ又はFAXによりお申込み下さい。

記

- 1 研修日 令和2年12月4日（金）・12月11日（金）
(※どちらか希望日を選択してください。)
- 2 研修内容 別紙参照
- 3 会場及び申込先 (一財)熊本県建設技術センター 2F 大研修室
熊本市南区城南町舞原東 194 番地
(Tel 0964-42-9030 FAX 0964-28-7260)
(<http://www.kuma-ctc.or.jp/contents/training/index.html>)
- 4 対象者 測量設計業職員等（新規及びH29年度受講者）。
※H30、R1年度及びR2.6.25開催の施工管理を受講した者は除く。
なお、募集人数を制限しているため、今回の研修においても、県・市町村職員は対象外となります。
- 5 募集人数 $72名 \times 2日間 = 144名$
- 6 受講者決定方法
 - ・申込方法（受講申込書は、ホームページ又はFAXにより受付けています。）
 - ・申込期間（開催通知日から、**11月20日（金）17:00（時間厳守）**）
 - ・申込条件(各社受講希望者が複数の場合は、受講希望者に優先順位を付けて下さい)
 - ・受講者決定方法（応募数が、募集人数を超えた場合は、抽選により各社1名を決定します）。なお、抽選は受講希望日毎に行います。
 - ・抽選結果については、建設技術センターより直接お電話いたします。
 - ・受講費用の振り込みは、研修終了後に速やかにお願います。

- 7 受講費用(一人当たり) 6,000 円 (受講料・テキスト代)
*自己都合によるキャンセルの場合は、受講料・テキスト代は返金できません。
研修終了後、欠席者宛テキストを送付致します。
- 8 携行品 マスク、筆記具、運転免許証等 (写真付きで本人確認が可能なもの)
- 9 その他 当日の受付 9 時 00 分～ 9 時 30 分 (2F ロビー)
研修時間 9 時 30 分～16 時 30 分
昼食用弁当 (500 円) の予約希望者は、受講申込書の弁当欄に○
をご記入下さい。代金は、研修受付時に徴収致します。

※受講費用の納入方法 研修終了後に所定の払込取扱票(青色)に必要な事項をご記入のうえ、
最寄りの郵便局から払込下さい。(手数料は自己負担となります)
払込取扱票は、当センター及び熊本県建設業協会各支部等に備えてあります。

※研修当日、受付の際に運転免許証等で本人確認をさせていただきますのでご協力をお願い致
します。

【参考】発注者支援業務委託共通仕様書 (平成 27 年 11 月熊本県)
第 2 編工事監督支援業務の第 2002 条抜粋
第 2002 条 担当技術者

1. 担当技術者は、第 2003 条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の諸事項について適切に行われなければならない。
 - 一 業務の実施にあたっては、別に定める「熊本県土木部工事監督要領」等を十分理解し、厳正に実施すること。
 - 二 業務の実施にあたって、業務対象工事の受注者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに監督職員にその内容を正確に伝えること。
 - 三 業務の実施にあたって、業務対象工事の受注者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。
 - 四 業務の実施にあたって、関係法令等、業務対象工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。
2. 担当技術者は、共通仕様書第 2003 条のうち管理技術者から指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのある他、業務対象工事の受注者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。
3. 担当技術者の資格要件は第 1006 条に定めるほか、(一財)熊本県建設技術センター主催の「施工管理」に関する講習会を、本業務の契約日から起算して3 年以内に1 回以上受講していることとする。

※令和 2 年 (2020 年) 4 月 8 日付け土技第 6 号熊本県土木技術管理課長より
「発注者支援業務委託における担当技術者の資格要件について」通知
(資格要件についての特例措置)
現 行 : 3 年以内に 1 回以上
特例措置 : 4 年以内に 1 回以上 (※本年度に限り)